

グリーン調達ガイドライン

【第6版】



人と、地球の、明日のために。東芝グループ

北芝電機株式会社

2017年 4月26日

東芝グループは、持続可能な
地球の未来に貢献します。

eco スタイル

目 次

I. 北芝の環境方針	3
II. 北芝グリーン調達の考え方	4
1. 目的	4
2. 北芝の取組み	4
III. 運用ガイドライン	
1. 目的	5
2. 本ガイドラインの適用範囲	5
3. 用語の定義	5
4. 本ガイドラインの取り扱い上の注意	5
5. 評価・選定基準	6
(1) 取引先様の評価・選定	6
(2) 調達品の選定基準	7
6. 環境関連物質の管理ランクの定義	8
(1) 環境関連物資の定義	8
(2) 管理ランクの定義	8
(表 1) : ランク A 禁止物質 (群)	9
(表 2) : ランク B 管理物質 (群)	11
IV. 特定有害物質の含有調査について	
1. 目的	12
2. 含有調査書の対象物質	
(表 3) : 調査書様式と調査範囲	12
3. 宣言書／調査書 提出要領	13
4. 宣言書／調査書 記入要領	13
(1) 【様式 2-1】／【様式 3-1】 共通	13
(2) RoHS 【様式 2-1】	14
(表 4) 特定有害物質 RoHS 指令対象と閾値限界	15
(3) 【様式 3-1】	16
5. SVHC 報告書 提出／記入要領	16
< 付属資料 (和文) >	
・ 様式 1 環境保全評価リスト	20
・ 様式 2-1 環境関連物質 (RoHS 指令) 使用／不使用宣言書	22
・ 様式 2-2 対象品追加表	23
・ 様式 3-1 環境関連物質 (RoHS 以外禁止物質／管理物質) 調査書	24
・ 様式 3-2 対象品追加表	25
・ 様式 4-1 REACH SVHC 含有情報報告書	26
・ 様式 4-2 REACH SVHC 含有納入品リスト	27
< 付属資料 (英文) >	
・ [Form 1] Environmental Protection Evaluation List	30
・ [Form 2-1] Use/Non-use Declaration of Environment-related Substances	32
・ [Form 2-2] Additional Item List	33
・ [Form 3-1] Survey on Environment-related Substances (restricted substances other Than RoHS Directive/controlled substances)	34
・ [Form 3-2] Additional Item List	35
・ [Form 4-1] Report on the Presence of REACH SVHC	36
・ [Form 4-2] List of Products Containing REACH SVHC	37

<別冊>

- 環境関連物質（R o H S 指令）使用／不使用宣言書（様式 2-1 と様式 2-2 のエクセルファイル）
URL : http://www.kitashiba.co.jp/environment/deta/youshiki02_ver6_jp.xlsx 参照
- 環境関連物質（R o H S 以外禁止物質／管理物質）調査書（様式 3-1 と様式 3-2 のエクセルファイル）
URL : http://www.kitashiba.co.jp/environment/deta/youshiki03_ver6_jp.xlsx 参照
- REACH SVHC 含有情報報告書／SVHC 含有納入品リスト
（様式 4-1 と様式 4-2 のエクセルファイル）
URL : <http://www.kitashiba.co.jp/environment/deta/youshiki04.xlsx> 参照
- 欧州 REACH 規則 高懸念物質（SVHC）一覧表
URL : <https://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table> 参照

環境基本方針

当社は、福島、東北の人々と社会に元気と夢を与え、未来の子どもたちに美しい豊かな自然を手渡すために、北芝グループ全体の事業において、環境にやさしい自然エネルギーを支える製品群とソリューションにより、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、資源循環の促進を積極的に進め、社会に貢献します。

■環境経営の推進

関係する法令や国際ルールを遵守し、環境に配慮した事業活動に取り込むとともに、事業に関わる関係先と連携し、環境活動を発展させていきます。

■環境調和型の製品・サービスの提供

製品・サービスの開発・設計・製造・販売の段階において、エネルギー効率の向上、小型化・軽量化による資源投入量の削減、特定化学物質の含有量削減・代替化などにより、環境調和型の技術開発、提供を推進します。

■環境負荷軽減の推進

事業プロセスにおいて、限りある資源やエネルギーの効率的活用を推進し、CO2 排出量や温室効果ガス・化学物質排出の抑制、廃棄物総発生量の削減などにより環境負荷の低減と汚染の防止に努めます。

■自主的な環境保全への取り組み

教育を通じて、環境に対する意識の向上に努めるとともに、社会との相互理解・協調を積極的に推し進め、自然保護活動など地域における社会貢献活動に取り組みます。

2017年4月1日

取締役社長（環境経営責任者）

菅野義知

電気を元気にする会社

北芝電機株式会社

Ⅱ．北芝グリーン調達の方考え方

1. 目的

当社は、東芝グループの一員として「“かけがえのない地球環境”を、健全な状態で次世代に引き継いでいく」という考えに立ち、環境に調和した商品作りのため、その一環として環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料の調達（以下、「グリーン調達」という）を推進します。

本ガイドラインの改訂にあつては、東芝グループ“グリーン調達ガイドライン”に準拠しました。調達取引先の皆様には、持続可能な社会の構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

グリーン調達の推進に当たっては、以下をねらいとしております。

- (1) 環境保全活動を推進している取引先様から調達すること
- (2) ライフサイクル（原材料調達、製造、流通、消費、廃棄等の各段階）における環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料を調達すること

2. 北芝の取組み

- (1) 環境保全活動を推進している取引先様からの調達

環境保全に対する活動は取引先様の自主的活動であることを基本としますが、必要に応じ、改善活動のお手伝いをさせていただいております。

グリーン調達に当たっては、ISO14001 外部認証取得をはじめとする環境を配慮した活動に取り組まれている取引先様からの調達を進めていきます。

具体的には、ISO14001 外部認証(または同等の環境マネジメントシステム外部認証)の取得、グリーン調達、および環境保全活動に関する取引先様の取り組みについて評価・判定します。

- (2) 環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料の調達

当社は、調達品を下記のとおり品目特性で三つに分類（商品に関わる材料等の調達品、生産活動に関わる調達品、文房具等事務用品）し、それぞれ次のように取り組んでいます。

- ①商品に関わる材料等の調達品についての取組み

商品に関わる材料等の調達品とは、「当社が販売する商品を構成する全ての調達品（完成品・システム構成品・ユニット品・部品・材料など）」を総称します。

当社では、調達品の環境負荷低減に関する項目を具体的に定め、これらの項目について調査して、環境負荷がより小さい調達品の選定に努めます。

- ②生産活動に関わる調達品についての取組み

生産活動に関わる調達品とは、設備・治工具類と塗料、メッキ液、シンナー、アルコール等副資材を総称し、「水質・大気・騒音・振動等の環境事前評価」および「新規原材料の化学物質の事前評価」制度により、環境負荷がより小さい調達品の選定に努めます。

- ③文房具等事務用品についての取組み

筆記具、文房具、ファイル用品、ノート等については、特に会社の中で身近に使うことから、環境を配慮した事務用品拡大は従業員への環境に対する意識付けという意味で重要な活動と認識しています。このため、エコマーク認定品、再生材料使用品、再使用可能品、分別回収可能品、ポリ塩化ビニル不用品などを環境推奨品として登録し、環境に配慮した事務用品調達の拡大を進めます。

Ⅲ. 運用ガイドライン

1. 目的

北芝の環境方針、グリーン調達に関する実施規程の考え方に則り、弊社事業活動に合わせた運用方法を明確化することによって、関係法令等の順守、環境負荷の小さい部品・材料等の調達、環境保全活動を推進している取引先様からの調達を優先するなど、グリーン調達活動推進を目的とします。

- (1) 環境保全活動を推進している取引先様から調達すること
- (2) ライフサイクル（原材料調達、製造、流通、消費、廃棄等の各段階）における環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料を調達すること

2. 本ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、弊社における「商品（※1）に関わる材料等の調達品」及び「生産活動に関わる調達品」に関し、取引先様からの次の調達品に適用します。

- ・システム構成品、ユニット品（電気電子製品、プリント配線板、その他組立て品等）
- ・電気電子部品、筐体機構関連部品、半導体デバイス等
- ・アクセサリ、マニュアル等の付属品
- ・サービス部品
- ・副資材（※2）
- ・梱包、包装材料（※3）

（※1）弊社が販売する全ての商品とし、OEM先及びODM先にて製造され販売するものを含まず。

（※2）はんだ、接着剤等、商品の一部を構成する材料を示します。

（※3）梱包、包装材料は必要に応じて調査を行います。調査対象品は個別に指定します。

3. 用語の定義

このガイドラインで使用する、主な用語の定義は次のとおりです。

【特定有害物質】

欧州RoHS（電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限）指令で示される物質。

【JAMP】

アーティクルマネジメント推進協議会の英文略称。

JAMP：Joint Article Management Promotion-consortium

製品に含有する化学物質を把握し、適切に開示・伝達させるために発足された団体。

活動の詳細などは、次のURLをご参照ください。

JAMP URL：<http://www.jamp-info.com/>

【SVHC】

高懸念物質（SVHC：Substance of very high concern）とは、欧州REACH規則第57条の基準に該当し、かつ第59条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質です。

【MSDS plus, AIS】

MSDS plus, AIS（Article Information Sheet）とは、JAMPが推奨する製品含有化学物質情報を伝達するための基本的な情報伝達シートです。

4. 本ガイドラインの取り扱い上の注意

このガイドラインでは、リストなどの中にいくつかの材料について法令の引用と規制限度について言及していますが、これらの引用および規制限度を順守目的で利用しないでください。

また、材料および化学物質に関する望ましい使用方法ならびに法的規制・禁止の例も提示していますが、それらの例は参照のためだけのものであり、すべての使用方法・規制・禁止を包括的に言及していません。個別の順守については法令に従ってください。

このガイドラインに記載された目的に合致しないガイドラインの利用については、責任を持つ もしくは保証するものではありません。

このガイドラインに材料および化学物質が列挙されていても、その列挙によってそれらの環境または健康への影響に関する判断を暗示または表示をしていません。

5. 評価・選定基準

(1) 取引先様の評価・選定

取引先様の選定に当たっては、品質（Q）・価格（C）・納期（D）・サービス（S）に加え、取引先様の環境保全活動への取り組み状況を取引先様の業態により、事務所／工場／取り扱いメーカー単位などで評価します。

ISO 14001 外部認証(または同等の環境マネジメントシステム外部認証)の取得を優位とする次の項目で評価し、評価ランク上位の取引先様を優先します。

調査書面は、付属資料【様式1】を使用します。

<評価項目>

①ISO 14001 外部認証を取得している、または取得計画があること。

または、「エコアクション21」(※)などのISO 14001以外の環境マネジメントシステム外部認証を取得している、または取得計画があること。

(※) <http://www.ea21.jp/ea21/> 「エコアクション21」は、環境省が定めた環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドラインに基づく制度です。

②グリーン調達活動に関する項目

- ・東芝グリーン調達ガイドラインの内容を理解している。および依頼事項に対応していること。
- ・生物多様性保全に取り組んでいること。「生物多様性基本法（平成二十年六月六日法律第五十八号）」の趣旨に賛同し、エネルギー消費などの環境影響の改善に努力していること。
- ・グリーン調達活動を実施していること。環境保全活動を実施している取引先との取引を優先していること。

また、環境配慮した調達品を優先していること。

③環境保全に対し、次の25項目の取り組みが積極的になされていること。

1. 環境保全に関する企業理念があること。
2. 環境保全取り組みの基本的方向を明示した環境基本方針があること。
3. 環境方針を定め、継続的改善及び汚染の予防を誓約していること。
4. 環境方針で環境に関する法令の遵守を誓約していること。
5. 環境方針は文書化され、全従業員に周知されていると共に、一般の人が入手可能であること。
6. 環境方針が定期的に見直されていること。
7. 環境に関する目的・目標があり、文書化されていること。
8. 目的・目標を達成するための責任、手段及び日程を明確にした実行計画が定められていること。
9. 目的・目標を達成するための組織、責任者、役割及び権限が定められていること。
10. 大気汚染に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
11. 水質汚濁に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
12. 廃棄物に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
13. 資源消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
14. エネルギー消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
15. 悪臭、騒音、振動に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
16. 納入荷姿の改善、梱包のリユース化・リサイクル化、運搬手段の効率化に積極的に取り組んでいること。
17. 製品アセスメントの仕組みがあること。
18. 緊急事態への対応の仕組みがあること。
19. 不適合に対応するための是正処置および予防処置の手順があること。
20. 環境に関する内部監査の仕組みがあること。
21. 環境関連の教育・訓練を実施していること。
22. 環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途、適切な教育訓練を実施し、受講状況を管理していること。
23. 自社の環境保全に関する情報を公開していること。
24. 環境法令・顧客要求等の事項（全廃期限等）をもとに、使用禁止物質・管理物質の管理に対する目標および全廃・削減・代替計画等を文書化し活動が推進されていること。
25. 環境関連物質に関する情報収集・伝達・管理・指示等を行う体制が構築・運用されていること。

(注) 個別の調査に際しては項目を追加して調査をお願いする場合があります。

<選定基準>

上記の評価項目に基づく評価点合計をランク分けし、評価ランク S または A の取引先様からの調達を優先します。

ランク	評価点合計	評価	選定基準
S	170点または外部認証取得または計画有り (※)	優良	優先取引
A	155点 ～ 170点未満	良好	
B	100点 ～ 155点未満	要改善	改善要請、指導支援を前提
C	50点 ～ 100点未満		
D	50点未満		

(※) 取得計画有りは、1年以内の場合で認証機関決定を条件とする。

(2) 調達品の選定基準

調達品の選定に当たっては、品質及び価格に加えて、環境負荷低減に関する次の項目について、より優れている調達品を優先的に採用します。

<選定基準>

①環境関連物質の管理

調達品に含有される環境関連物質が、Ⅲ-6項の管理ランクに応じ禁止・管理されていること。

<評価指標>

①環境関連物質の管理については、次の評価指標を使用します。

特定有害物質の含有有無、含有濃度、含有量

特定有害物質 (R o H S) の含有有無と代替品有無の調査

閾値限界を超える部位が存在するか否かを付属資料【様式2-1】を使用して評価します。

調査方法についてはⅣ章に示します。

6. 環境関連物質と管理ランクの定義

(1) 環境関連物質の定義

環境関連物質 = (a) - (b)

- (a) 母集団の基準: 次にあげる法令等で規制されている物質、または有害性の評価によってリストアップされている物質。
- ・環境基本法・環境基準
 - ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(略記: オゾン層保護法)
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律(略記: 地球温暖化対策推進法)
 - ・大気汚染防止法
 - ・水質汚濁防止法
 - ・悪臭防止法
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(略記: 廃棄物処理法)
 - ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(略記: PRTR 法)
 - ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(略記: 化審法)
 - ・労働安全衛生法
 - ・欧州RoHS(電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限)指令
 - ・J AMPが発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」
 - ・自主規制物質(東芝ボランタリプラン)
 - ・「内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質のリスト」として環境省が公表している物質(環境ホルモン戦略計画SPEED' 98(2000 年11 月版)表3-1 記載65 物質群)
- (b) 選定除外物質: 調達品に含有されないと考えられる物質(例えば溶剤、洗浄剤、有機合成原料)及び農薬、医薬品などに用途が限定される物質。ただし、禁止物質については選定除外対象とはしない。

【注意】

5. (1) 取引先様の評価・選定には、調達品に含有しない物質(例えば溶剤、洗浄剤、有機合成原料)なども確認(評価)の対象とします。

環境への影響など配慮した事業活動を環境マネジメントシステムにて維持改善されている取引先様を優先します。

(2) 管理ランクの定義

東芝グループでは、調達品の含有化学物質管理を以下の2つのカテゴリーに分けて管理します。

ランクA: 禁止物質(群) … (表1) 55物質群

東芝グループにおいて、調達品(包装材含む)への含有を禁止する物質(群)。国内外の法規制で製品(包装材含む)への使用が禁止または制限されている物質(群)

ランクB: 管理物質(群) … (表2) 13物質群

使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質(群)、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質(群)

ただし、上記以外の物質についても個別に管理をお願いすることがあります。

表1 ランクA 禁止物質(群)

番号	物質(群)名	納入禁止時期	含有濃度の禁止閾値
A01	アスベスト類	既に禁止	意図的添加の禁止
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料(特定アミンを形成するものに限る)	既に禁止	意図的添加の禁止
A03	カドミウム及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 100 ppm(*1、*2)
A04	六価クロム化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*1、*2)
A05	鉛及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*1、*2)
A06	水銀及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*1、*2)
A07	オゾン層破壊物質(例:CFC類、HCFC類、HBFC類、四塩化炭素等)	既に禁止	意図的添加の禁止
A08	ポリ臭化ビフェニル類(略称:PBB類)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*1)
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(略称:PBDE類)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*1)
A10	ポリ塩化ビフェニル類(略称:PCB類)	既に禁止	意図的添加の禁止
A11	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限る)	既に禁止	意図的添加の禁止
A12	放射性物質	既に禁止	意図的添加の禁止
A13	一部(炭素鎖長10~13)の短鎖型塩化パラフィン	既に禁止	意図的添加の禁止
A14	トリブチルスズ(略称:TBT)、トリフェニルスズ(略称:TPT)	既に禁止	意図的添加の禁止
A15	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(略称:TBTO)	既に禁止	意図的添加の禁止
A16	4-アミノジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A17	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名:アルドリン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A18	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名:エンドリン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A19	黄りん(例:マッチの火薬に含有している場合がある)	既に禁止	意図的添加の禁止
A20	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名:クロルデン又はヘプタクロル)	既に禁止	意図的添加の禁止
A21	N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	既に禁止	意図的添加の禁止
A22	ダイオキシン類	既に禁止	意図的添加の禁止
A23	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名:DDT)	既に禁止	意図的添加の禁止
A24	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名:ディルドリン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A25	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2. 2. 1]ヘプタン(別名:トキサフェン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A26	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A27	β -ナフチルアミン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A28	4-ニトロジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A29	ビス(クロロメチル)エーテル	既に禁止	意図的添加の禁止
A30	ヘキサクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A31	ベンジジン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A32	ベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A33	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A34	ドデカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0(2, 6). 0(3, 9). 0(4, 8)]デカン(別名:マイレックス)	既に禁止	意図的添加の禁止

番号	物質(群)名	納入禁止時期	含有濃度の禁止閾値
A35	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名:ケルセン又はジコホル)	既に禁止	意図的添加の禁止
A36	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン(別名:六塩化ブタジエン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A37	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名:PFOS)又はその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A38	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名:P FOSF)	既に禁止	意図的添加の禁止
A39	ポリ塩化ターフェニル(略称:PCT類)	既に禁止	意図的添加の禁止
A40	三置換有機スズ化合物(A14, A15を除く)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*3)
A41	フマル酸ジメチル(略称:DMF)	既に禁止	意図的添加の禁止
A42	ペンタクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A43	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名:α-ヘキサクロロシクロヘキサン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A44	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名:β-ヘキサクロロシクロヘキサン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A45	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名:γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A46	デカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0 ^{2, 6} . 0 ^{3, 9} . 0 ^{4, 8}]デカン-5-オン(別名:クロルデコン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A47	ジオクチルスズ化合物(略称:DOT)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*3, *4)
A48	ジブチルスズ化合物(略称:DBT)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*3, *4)
A49	エンドスルファン(6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシンド)、(別名:ベンゾエピン)	2014年5月1日より禁止	意図的添加の禁止
A50	ヘキサブROMシクロデカン(略称:HBCDD)	既に禁止	意図的添加の禁止
A51	一部の芳香族炭化水素(PAHs)	既に禁止	人体に触れる部分 かつ 1 ppm (*4)
A52	フタル酸ビス(2-エチルヘキシエチル)(略称:DEHP)	禁止(*5)	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm (*5)
A53	フタル酸ジブチ(略称:DBP)	禁止(*5)	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm (*5)
A54	フタル酸ブチベンジ(略称:BBP)	禁止(*5)	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm (*5)
A55	フタル酸ジイソブチ(略称:DIBP)	禁止(*5)	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm (*5)

意図的添加とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

- (*1) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。(将来的に認められる使用可能用途を含む)
- (*2) 包装材料の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物)の総量として重量比で100 ppmを含有濃度の閾値とします。
- (*3) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ(Sn)としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位(DBTのみ混合物も含む)とします。
- (*4) 欧州REACH規則付属書 XVII記載の用途と物質群を対象します。ただし、欧州REACH規則付属書 XVII記載の適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。
- (*5) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州RoHS指令で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。

表2 ランクB 管理物質(群)

番号	物質(群)名
B01	アンチモン及びその化合物
B02	ヒ素及びその化合物
B03	ベリリウム及びその化合物
B04	臭素系難燃剤(PBB類(A08)及びPBDE類(A09)を除く)
B05	ニッケル及びその化合物(人体に触れる部分のみ)
B06	一部のフタル酸エステル類
B07	ポリ塩化ビニル(略称:PVC)
B08	セレン及びその化合物
B09	パーフルオロカーボン(略称:PFC類)
B10	ハイドロフルオロカーボン(略称:HFC類)
B11	六フッ化硫黄
B12	欧州REACH規則のSVHC(認可対象候補物質)(*5)
B13	赤りん(樹脂中の難燃剤用途)

(*5) 欧州REACH規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。
分母は、納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

Ⅳ．特定有害物質の含有調査について

1. 目的

特定有害物質の含有状況を確認することによって、既存部品の代替要否もしくは新規部品の採用可否などの判断を行うために使用します。

2. 含有調査書の対象物質

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質（群）の含有状況を調査します。

納入品の種類や必要性に応じて、お願いする調査内容は異なる場合があります。

お願いする調査は、主に以下の項目です。

本ガイドラインで定める調査書としては表3の様式を使用します。

<調査項目>

- (1) 環境関連物質として、欧州 R o H S 指令適合のための確認
- (2) 環境関連物質として、本紙環境関連物質[ランク A 禁止物質（群）][ランク B 禁止物質（群）]の確認
- (3) 本紙環境関連物質[ランク B 禁止物質（群）]の内、REACH規則の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC)の含有有無の調査
- (4) 欧州 REACH規則対応の化学物質（群）含有量調査（MSDS plus、AIS フォーム、他）
- (5) 各種分析評価結果の調査

表3 調査書様式と調査範囲

No.	様式	名称	調査範囲
1	様式2-1	環境関連物質 (R o H S 指令) 使用／不使用宣言書	R o H S 指令対象・・・表4の特定有害物質10項目、 注1
	様式2-2	同上 対象品追加表	
2	様式3-1	環境関連物質 (R o H S 以外禁止物質 ／管理物質) 調査書	R o H S 指令対象物質以外の禁止物質（群） REACH規則SVHC…別冊一覧表による (※1)を含む 管理物質（群）
	様式3-2	同上 対象品追加表	
3	様式4-1	REACH SVHC 含有情報報告書	REACH規則SVHC…別冊一覧表による(※3)
	様式4-2	REACH SVHC 含有納入品リスト	

注1 R o H S 指令：表4の特定有害物質に、7～10項目（フタル酸エステル類）を追加。

この宣言書は、別冊として下記のURLにてExcelファイルを公開します。

URL：http://www.kitashiba.co.jp/environment/deta/youshiki02_ver6_jp.xlsx

URL：http://www.kitashiba.co.jp/environment/deta/youshiki03_ver6_jp.xlsx

ファイルシートの説明

No.1は、上記【様式2-1】宣言書と【様式2-2】対象品追加表の他に

【付表-1】適用除外用途（付属書Ⅲ）と【付表-2】適用除外用途（付属書Ⅳ）と変更履歴があります。

No.2は、上記【様式3-1】宣言書と【様式3-2】対象品追加表の他に

【付表-1】禁止物質（群）と【付表-2】管理物質（群）と変更履歴があります。

(※1) 欧州 REACH規則SVHCは、項目が追加されるため高懸念物質(SVHC)一覧表を別に掲載します。

URL：<https://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table>の掲載内容をご参照願います。

3. 宣言書／調査書 提出要領

(1) 宣言書の送付

弊社の調査部門から、部品等の形名毎に使用／不使用宣言書をメールなどで送付します。

(2) 対象化学物質（群）の含有有無の調査

対象品の対象化学物質（群）調査。

(3) 回答書提出

弊社の調査部門から依頼された方法に合わせてご回答をお願いします。

その他注意事項

- ①部品の代替検討や新規部品採用判断用のため、回答は指定期日までにお願いします。
- ②指定期日までに回答が無い場合には、継続的な使用もしくは新規採用できない場合があります。
なお、回答が遅れるなど特別な理由がある場合は、個別に連絡願います。
- ③回答書の提出は、基本的に弊社購入単位（部品コード）とします。
ただし、製品、ユニット品等については、必要に応じて構成する部品単位での回答をお願いする場合があります。
- ④ご回答頂いた調査結果内容に不正があり、それによって弊社に損害が発生した場合、その補償等について請求させて頂くことがあります。
- ⑤製造中止品及び製造中止予定（製造中止が決定しているもの）の部品に対して、調査依頼が出された場合には、回答内容と合わせて製造中止欄もご回答ください。

4. 宣言書／調査書 記入要領

環境関連物質（R o H S 指令）使用／不使用宣言書【様式2－1】と

環境関連物質（R o H S 以外）使用／不使用宣言書【様式3－1】は、次の要領で記入願います。

(1) 【様式2－1】／【様式3－1】共通

①ご記入に際して

- ・調査書は、極力貴社または部品・ユニット・材料のメーカーにてご記入願います。
- ・対象品の製造拠点および供給ルートが複数ある場合には、それらを全て網羅できる内容でご回答願います。製造拠点や供給ルートによって回答内容が異なる場合は、最も悪い条件でご回答願います。

②会社名、回答者欄

- ・会社名は略称ではなく正式名称をご記入願います。
- ・記入者の所属・役職・氏名・電話番号・E-mailアドレスをご記入願います。
[ご回答内容に関する質問などがある場合の連絡先とさせていただきます。]

③回答日、責任者欄

- ・回答日は、ご回答される日を西暦でご記入願います。
- ・回答責任者の会社名・部署名・役職・氏名・電話番号・E-mailアドレスをご記入願います。
- ・責任者欄の会社名・部署名・役職は、記入者と責任者が同じ場合は省略可能とします。

④備考欄

- ・含有化学物質を含有しない代替品の有無や代替品リリース時期などをご記入願います。
欄内に記入しきれない時は、別紙を添付してください。
(代替品の情報は、手配実績確認の上、採用の検討に利用しますのでご協力をお願いします。)
- ・化学物質毎のコメント欄の補足や下記⑤の説明なども記入可能。

⑤製造中止欄／製造中止時期（予定）欄

- ・対象品が既に製造中止かまたは製造中止時期が決定している場合、製造中止欄に○印を記入し、製造中止時期を年月日でご記入願います。
(製造中止であっても可能な限り、含有有無等の回答欄をご記入願います。)

(2) R o H S 【様式 2 - 1】

① 「1. 対象品」欄：品名、品番／グレード／製品形番、色番

- ・弊社部品コード欄は、部品コードがある場合に弊社で記入しますが別紙リストなどで記入を依頼する場合があります。なお、採用前部品などでは部品コード未定場合があります。
- ・部品・ユニット品の場合は、当該品名の他、型名、シリーズ名を記入してください。
- ・樹脂や塗料、インクなどの材料の場合は、当該材料名の他、品番、グレード、製品型番、色番など特定できる情報を記入してください。
- ・対象が複数で欄内にご記入できない場合は、附属資料の【様式 2 - 2】対象品追加表にご記入のうえ添付してください。

この場合、【様式 2 - 1】の「別紙有り」欄に○印を付けて総ページ数を記入してください。

- ・同一シリーズであっても回答内容が異なる場合には、回答書を分けてください。

② 「2. 回答欄」

- ・含有有無は、意図的添加または閾値限界を超える部位が存在する場合、有りと判定してください。閾値限界は、次ページ補足 1 に示します。
- ・物質毎の「含有有無」は「有・無」のいずれかを選択「R o H S 指令適合判定」欄は、「適合・不適合」のいずれかを選択してください。
- ・物質が存在する場合は、必須ではありませんが、含有濃度 * 1 (ppm)、コメント欄、備考欄をできる限りご記入願います。
- ・R o H S 指令の適用除外用途の場合、コメント欄の「適用除外用途番号または不純物」を選択して、含有部位・用途などの説明をご記入願います。
【付表 - 1】適用除外用途（付属書Ⅲ）と【付表 - 2】適用除外用途（付属書Ⅳ）を参照してください。
- ・コメント欄の含有部位・用途の記入例については次ページ補足 2 を参照ください。
- ・製造中止品及び製造中止予定（製造中止が決定しているもの）の部品に対して、調査依頼が出された場合には、製造中止欄に○印を記入し、製造中止時期（予定）欄に製造中止または予定時期をご回答ください。
（なお、製造中止であっても可能な限り、含有有無等をご記入願います。不明の場合は、R o H S 指令適合判定欄を不適合、総合判定欄は有と判定してください。）
- ・回答できない場合は、別途依頼者へ連絡してください。

補足 1：閾値限界

特定有害物質の含有濃度の閾値限界は、表 4 のとおりです。

R o H S 指令対象の判定は、意図的添加か否かに関わらず下記の閾値により判定してください。

特定有害物質の含有濃度は、製品または部品等の均質材料における特定有害物質の含有率です。

（“均質材料”とは、組成全体が均一な状態を示し、機械的にこれ以上分離不可能な状態の材料とします。はんだ、塗装などは分離可能なので、電子部品とはんだや鋼材と塗装など別々に判断が必要です。）

表 4 特定有害物質 R o H S 指令対象と閾値限界

NO.	特定有害物質（金属にはその合金を含みます）注 1	閾値限界（質量% _{*1} ）	（p p m）
1	カドミウム及びその化合物※	0. 0 1	1 0 0
2	六価クロム化合物※	0. 1	1 0 0 0
3	水銀及びその化合物※	0. 1	1 0 0 0
4	鉛及びその化合物※	0. 1	1 0 0 0
5	ポリブロモビフェニル類（PBB類）	0. 1	1 0 0 0
6	ポリブロモジフェニルエーテル類（PBDE類）	0. 1	1 0 0 0
7	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（略称：DEHP）	0. 1	1 0 0 0
8	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	0. 1	1 0 0 0
9	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	0. 1	1 0 0 0
1 0	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	0. 1	1 0 0 0

注 1 今回の改訂で R o H S 指令追加物質：表 1 の A 5 2 ～ A 5 5（DEHP, BBP, DIBP）を対象に追加しました。

* 1 質量% = 対象含有物質の質量／素材質量

例：鉛の含濃度（質量%）＝はんだに含有する鉛の質量／はんだの質量

上記の表のように一般的な 0. 1 質量% を 1 0 0 0 p p m として扱います。

なお、法律などによって欧州 RoHS（電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限）指令に対する具体的な指示が出された場合にはこの法律に従います。

補足 2：含有部位、含有目的の記入例

【含有部位】

含有部位とは、部品の構成部位の中で特定有害物質を含有している部位のことです。

含有部位の名称は、仕様書、図面に記載している名称、調達先での呼び方等、一般的な名称でご回答ください。また、同一物質が複数の部位で含有されている場合は、主要な含有部位をご記入ください。この場合、後に「等」とご記入ください。なお、部位については、次に一例をあげます。

＜部位の例＞

- ・調査対象物が単一電子部品の場合には、当該部品の構成図面、構成材料リスト等で記載されているものを部位とします。

例 1) 積層セラミックコンデンサ中のセラミック材料、内部電極材料及び外部電極材料

例 2) 電解コンデンサ中のリード線、電解液、シーリング材及び電極箔

例 3) スイッチ中のゴム接点、バネ及びプラスチックカバー

- ・調査対象物がシステム構成部品、ユニット品（機器製品、組立て電子部品など）の場合には、当該部品（製品）の構成図面、部品リストなどに記載されている単部品の部位とします。

例) プリント基板、組立て用はんだ

【含有目的】

含有している化学物質の目的、その化学物質を使用した意図を簡単にご記入ください。

例 1) 安定剤、可塑剤、着色剤、難燃剤、防錆、はんだ成分

例 2) 主成分、熱安定性向上、電気特性向上、機械特性向上

例 3) 不純物（意図的な含有でないことが明確な場合）

(3) 【様式3-1】

①「1. 対象品」欄

- ・同一シリーズであっても、「2. 回答欄」の内容が異なる場合には、本宣言書を分けてください。
- ・東芝部品コード／手配コード欄は、コードがある場合に弊社で記入しますが、別紙リストなどでご記入を依頼する場合があります。なお、採用前部品などでは部品コード未定場合があります。
- ・品名・メーカー名・メーカー型番・シリーズ名欄は、部品・ユニット品の場合は、各項目に記入してください。
樹脂や塗料、インクなどの材料の場合は、メーカー型番・シリーズ名の項目に対象品を特定できる情報を記入してください。
- ・製品の単位は、調査報告の単位として「個／g／kg／mm／m／cm²／m²／cc／ $\frac{mm^3}{g}$ ／m³」から選択してください。
- ・製品質量は、上記の単位あたりの質量を記入してください。
- ・対象が複数で欄内にご記入できない場合は、附属資料の【様式3-2】対象品追加表にご記入の上、添付してください。
この場合、【様式3-1】の「対象品追加表あり」欄に○印を付けて総ページ数を記入して下さい。

②「2. 回答」欄

- ・禁止物質群A01～A15は、含有の有無欄で「有・無」のいずれかを選択してください。
その他の禁止物質（RoHS指令対象物質以外）は、【付表-1】禁止物質（群）から番号と物質（群）名を記入して含有欄の「有」を選択してください。含有無しの場合は「有」を削除してください。
含有有の場合は、含有濃度と含有部位、用途を記入してください。
- ・管理物質群B01, 04, 07は、含有の有無欄で「有・無」のいずれかを選択してください。
- ・製造中止品及び製造中止予定（製造中止が決定しているもの）の部品の回答は、製造中止欄に○印を記入し、製造中止時期（予定）欄に製造中止または予定時期を記入してください。
（なお、製造中止であっても、可能な限り含有有無等をご回答願います。不明の場合は、初期設定含有「有」のまま、備考欄に理由をご記入願います。）
- ・回答できない場合は、別途依頼者へ連絡し、事情を説明してください

5. SVHC 報告書 提出／記入要領

REACH SVHC含有情報報告書【様式4-1】とREACH SVHC 含有納入品リスト【様式4-2】は、次の要領で提出願います。

(1) 報告書の提出依頼

弊社の調査部門から、定期的（最低でも1回／年）に報告依頼をメールなどで送付します。（SVHC追加などへの対応）または、不定期の客先要求などにより個別対象部品を指定して依頼する場合があります。

(2) SVHC含有有無の調査

製品含有化学物質管理として、情報の把握を実施していただき追加されたSVHCの含有の有無を調査。

(3) 報告書提出

調査結果により、以下の報告をお願いします。

① 全ての納入品で意図した含有及び既知の含有は無し。

【様式4-1】 REACH SVHC 含有情報報告書の

(1) お取引先様情報欄を入力し、(2) SVHC含有納入品の有無欄のNo. 1を選択してください。

(注) 初期設定としてNo. 2含有が有るを選択してあります。選択漏れが無い様注意してください。

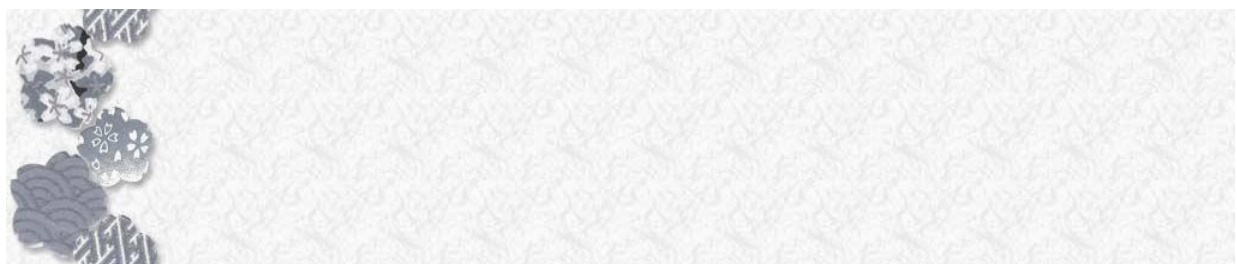
② 納入品に意図した含有または既知の含有が有る。

【様式4-1】 REACH SVHC 含有情報報告書の(1) お取引先様情報欄を入力し、(2) SVHC含有納入品の有無欄のNo. 2が選択されていることを確認してください。(3) SVHC含有情報に記載の情報を下記のいずれかの方法で回答をお願いします。

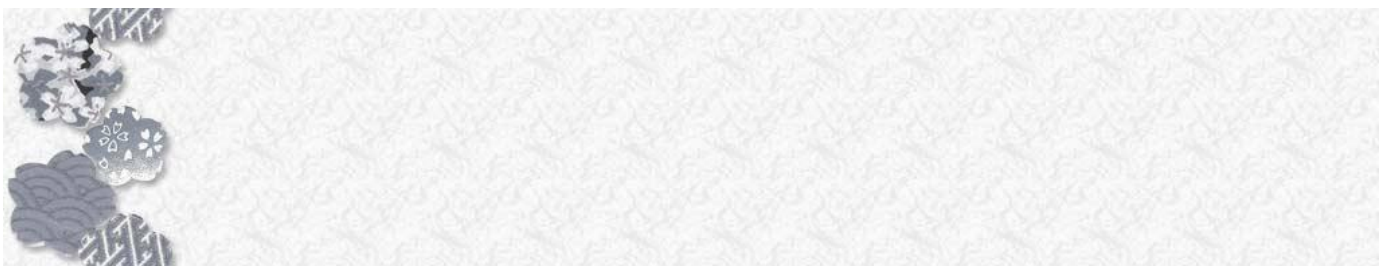
・JAMPが提供するフォーム(AIS, MSDS plus)による回答。 前述4. 2項を参照

・【様式4-2】 REACH SVHC 含有納入品リストによる回答。

このリストによる回答の場合は、記入例を参照の上、入力してください。



付属資料(和文)



【様式1】 環境保全評価リスト

太枠内をご記入下さい。

取引先コード					
所在地				承認者 (役職・氏名)	印
本社住所				e-mail アドレス	
業 態	メーカー		商社 (注1)	評価者 (役職・氏名)	印
電話番号				e-mail アドレス	
FAX					

(注1) 取引先の業態が商社の場合は、御社の評価と調達先メーカーの評価も実施していただき、それぞれ報告してください。

(注2) 業態欄は、該当項目の左側に○を記入してください。
その他は、右側に具体的にご記入下さい。(役務/ソフト設計など)

(注3) 本報告内容についてエビデンスのご提供をお願いする場合があります。

《メーカー》	取引先コード	
会社名		
所在地		
本社住所		

(1)外部認証に関する項目 外部認証は、ISO14001またはエコアクション21などのISOに準じる環境マネジメントシステムを対象とします。

評価項目	YES/NO	認証取得日／審査予定日 (YYYY-MM-DD)	認証機関	認証 No.
外部認証を取得済みである		(- -)		
外部認証の取得計画がある (但し、回答日以降 1 年以内に限定)		審査予定日		

取得計画有りは、認証機関が決定していること。(未定の場合は NO とする)

[外部認証取得済みの場合は、認証の写しを提出願います。]

(2)グリーン調達活動に関する項目

評 価 項 目	YES	NO	開始した時期／開始予定日 (YYYY-MM-DD)	評点
1. グリーン調達ガイドラインの内容を理解している	10	0		
2. グリーン調達ガイドラインの依頼事項に対応している	10	0		
3. 生物多様性保全に取り組んでいる	10	0		
4. グリーン調達を実施している	15	0		

(3)環境保全活動に関する項目 (上記(1)外部認証項目のいずれかが「YES」の場合は記入不要です)

評 価 項 目	YES	NO	評点
環 境 方 針	1. 環境保全に関する企業理念がある	5 0	
	2. 環境保全取り組みの基本的方向を明示した方針がある。	5 0	
	3. 環境方針を定め、継続的改善及び汚染の予防を誓約している	5 0	
	4. 環境方針で環境に関する法令の遵守を誓約している	5 0	
	5. 環境方針は文書化され、全従業員に周知されていると共に、一般の人が入手可能である	5 0	
	6. 環境方針が定期的に見直しされている	5 0	
組 織 計 画	7. 環境に関する目的・目標があり、文書化されている	5 0	
	8. 目的・目標を達成するための責任、手段及び日程を明確にした実行計画が定められている	5 0	
	9. 目的・目標を達成するための組織、責任者、役割及び権限が定められている	5 0	
環 境 側 面 シ ス テ ム	10. 大気汚染に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5 0	
	11. 水質汚濁に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5 0	
	12. 廃棄物に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5 0	
	13. 資源消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5 0	
	14. エネルギー消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5 0	
	15. 悪臭、騒音、振動に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5 0	
	16. 納入荷姿の改善、梱包のリユース化・リサイクル化、運搬手段の効率化に積極的に取り組んでいる	5 0	
	17. 製品アセスメントの仕組みがある	5 0	
	18. 緊急事態への対応の仕組みがある	5 0	
	19. 不適合に対応するための是正処置および予防保全手順がある	5 0	
	20. 環境に関する内部監査の仕組みがある	5 0	
情 報 教 育 ・ 公 開	21. 環境関連の教育・訓練を実施している	5 0	
	22. 環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途、適切な教育訓練を実施し、受講状況を管理している	5 0	
	23. 自社の環境保全に関する情報を公開している	5 0	
製品含有化学物質管理体制	24. 環境法令・顧客要求等の事項(全廃期限)をもとに、使用禁止物質・管理物質の管理に対する目標および全廃・削減・代替計画をを文書化し活動が推進されている。	5 0	
	25. 環境関連物質にする 情報収集・伝達管理指示等を行う体制が構築運用されている	5 0	
(3)合計得点			

【様式1】環境保全評価リスト

太枠内をご記入下さい。

補足説明：（2）グリーン調達活動に関する項目について

- 生物多様性保全の取り組みは、「生物多様性基本法（平成二十年六月六日法律第五十八号）」の趣旨に賛同し、エネルギー消費などの環境影響の改善に努力していることとします。
- グリーン調達活動の実施とは、環境保全活動を実施している取引先との取引と環境配慮した調達品を優先していることとします。

補足説明：（3）環境保全活動に関する項目について

- 外部認証取得済みでも、（3）の評価をお願いする場合があります。
- No. 24、25 製品含有化学物質管理体制の項目は、JAMPが提供する最新の「製品含有化学物質ガイドライン」をご参照願います。

（4）ランク判定

評価結果		評点(点数は(2)と(3)の合計)	ランク
ランク	総得点		
		170点または (1)外部認証項目がYES	S
		155点～170点未満	A
		100点～155点未満	B
		50点～ 100点未満	C
		50点未満	D

【様式2-1】環境関連物質（RoHS指令）使用／不使用宣言書 ☐ 太枠内を記入してください。

当社は、本紙の回答内容が正しいことを保証します。

管理番号:

記入者欄			
記入日	年 月 日	取引先コード	
会社名 部署・役職			
氏名			
電話番号		FAX番号	
E-Mail			

責任者欄			
記入日	年 月 日		
会社名 部署・役職			
氏名			
電話番号		FAX番号	
E-Mail			

1. 対象品（同一シリーズ、類似品でも「2.回答欄」の回答内容が異なる場合は、本宣言書を分けて回答してください）

北芝部品コード／手配コード	品名	メーカー名	メーカー型番	シリーズ名	対象品追加表あり (総ページ数)

対象が複数で上記欄内に記入できない場合は、別シート（【様式2-2】）を使用して添付し、「対象品追加表あり」欄に総ページ数を記入してください。

2. 回答欄

含有有無は、意図的添加か否かに関わらず、下記含有濃度の閾値を超える部位が存在する場合、「有」と判定してください。

制限物質が閾値を超えて含有する時は、含有部位、用途等を記入ください。

適用除外用途での含有の時は、【付表-1】適用除外用途（付属書Ⅲ）か【付表-2】適用除外用途（付属書Ⅳ）の番号記入は必須です。

RoHS指令（2011／65／EU）適合判定は、閾値内含有、および、適用除外用途としての含有時は「適合」としてください。

物質が存在する場合は、必須ではありませんが、含有濃度欄・コメント欄・備考欄をできるかぎりご記入願います。（閾値未満で管理されている場合、含有「無」と判定してください）

【付表-1】（付属書Ⅲ）と【付表-2】（付属書Ⅳ）を参照

制限物質(規制物質)		禁止する含有濃度の閾値	含有の有無	含有濃度 (ppm)	適用除外用途番号 または不純物	【付表-1】(付属表Ⅲ)と【付表-2】(付属表Ⅳ)を参照 コメント欄 含有部位、用途、他 (書ききれない場合は備考欄も利用願います)
1. カドミウム及びその化合物		100ppm	有			
2. 六価クロム化合物		1000ppm	有			
3. 水銀及びその化合物		1000ppm	有			
4. 鉛及びその化合物		1000ppm	有			
5. ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)		1000ppm	有			
6. ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)		1000ppm	有			
7. フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(略称: DEHP)		1000ppm	有			
8. フタル酸ジブチル(略称: DBP)		1000ppm	有			
9. フタル酸ブチルベンジル(略称: BBP)		1000ppm	有			
10. フタル酸ジイソブチル(略称: DIBP)		1000ppm	有			
RoHS指令(2011/65/EU)適合判定		適用除外用途を考慮した適合可否 の判定結果	不適合			
備考欄	いずれかの対象化学物質が存在する場合、全廃(代替)予定時期・代替品の部品コード(または形番)とリリース時期などをご記入願います。(別紙添付可)					
製造中止欄	製造を中止もしくは今後製造中止を予定している場合は、製造中止欄に○印をご記入の上、製造中止時期をご回答願います。		製造中止時期 (予定)		年 月 日	

いずれかの対象化学物質が存在する場合、調査対象品の採用不可もしくは継続的使用ができなくなる場合がありますので予めご了承ください。

ご提出いただいた資料および資料に記載された情報については、当該調達品に関係する当社グループ企業に開示する場合や、当社の顧客要求等に基づき当社顧客に開示する場合があります。

Rev.No.6

【様式3-1】環境関連物質（RoHS以外禁止物質／管理物質）調査書 ☐ 本枠内を記入してください。

含有状況に関し以下の通り回答します。

記入者欄

記入日

年 月 日

取引先コード

会社名

部署・役職

氏名

電話番号

FAX番号

E-Mail

責任者欄

記入日

年 月 日

会社名

部署・役職

氏名

電話番号

FAX番号

E-Mail

管理番号：

1. 対象品（同一シリーズ、類似品でも「2.回答欄」の回答内容が異なる場合は、本宣言書を分けて回答してください）

北芝部品コード／手配コード	品名	メーカー名	メーカー型番・シリーズ名	製品の単位	製品質量（g）	対象品追加表あり （総ページ数）

対象が複数で上記欄内に記入できない場合は、別シート（【様式3-2】）を使用して添付し、「対象品追加表あり」欄に総ページ数を記入してください。
単位は、調査報告の単位として「個/g/kg/mm/m/cm²/m³/cc/ℓ/m³」から選択してください。製品質量(g)は単位あたり質量としてください。

2. 回答欄

含有の有無は、意図的添加または、不純物など含有を把握している場合、“有”と判定してください。（含有の有無欄は“有”か“無”を選択。）
（含有欄は、“有”の場合、付表から番号と物質名をご記入願います。“無”の場合、先頭行の“有”を削除してください。）

物質が存在する場合、必須ではありませんが、含有濃度欄・コメント欄・備考欄をできるかぎりご記入願います。

禁止物質群の環境関連物質 *1	禁止する含有濃度の閾値	含有の有無	含有濃度 (ppm)	コメント欄
				含有部位、用途、他
A01. アスベスト類	意図的添加の禁止	有		
A02. 一部のアゾ染料・アゾ顔料 （特定アミンを形成するものに限る）	意図的添加の禁止	有		
A07. オゾン層破壊物質 （例：CFC類、HCFC類、HBFC類、四塩化炭素等）	意図的添加の禁止	有		
A10. ポリ塩化ビフェニル類 （略称：PCB類）	意図的添加の禁止	有		
A11. ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上のものに限る）	意図的添加の禁止	有		
A12. 放射性物質	意図的添加の禁止	有		
A13. 一部（炭素鎖長10～13）の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止	有		
A14. トリブチルスズ（略称：TBT）、トリフェニルスズ（略称：TPT）	意図的添加の禁止	有		
A15. ビス（トリブチルスズ）＝オキシド （略称：TBTO）	意図的添加の禁止	有		

管理物質群の環境関連物質		含有の有無	含有濃度 (ppm)	含有部位、用途、他
B01. アンチモン及びその化合物		有		
B04. 臭素系難燃剤（PBB類及びPBDE類を除く）		有		
B07. ポリ塩化ビニル（略称：PVC）		有		
その他 管理物質群の環境関連物質 [B12. SVHC以外]		含有	含有濃度 (ppm)	含有部位、用途、他
番号	物質（群）名	有		

備考欄

いずれかの対象化学物質が存在する場合、全廃（代替）予定時期・代替品の部品コード（または形番）とリリース時期などをご記入願います。（別紙添付可）

製造中止欄

製造を中止もしくは今後製造中止を予定している場合は、製造中止欄に○印をご記入の上、製造中止時期をご回答願います。

製造中止時期
（予定）

年 月 日

*1 いずれかの対象化学物質が存在する場合、調査対象品の採用不可もしくは継続的使用ができなくなる場合がありますので予めご了承ください。
ご提出いただいた資料および資料に記載された情報については、当該調達品に関係する当社グループ企業に開示する場合や、当社の顧客要求等に基づき当社顧客に開示する場合があります。

【様式3-2】対象品追加表

管理番号:

太枠内を記入してください

(P- /)

(同一シリーズ、類似品でも【様式3-1】「2.回答欄」の回答内容が異なる場合は、本調査書回答を分けてください)

[illegible]

単位は、調査報告の単位として「個/g/kg/mm/m/cm²/m²/cc/リットル/m³」から選択してください。

質量(g)は単位あたり質量としてください。

【様式4-1】 REACH SVHC 含有情報報告書

(1) お取引先様情報

取引先コード	
会社名	
部署名	
記入者名	
e-mailアドレス	
電話番号	
記入日	

(2) SVHC含有納入品の有無

下記いずれかを選択願います。別シートの「SVHCリスト」に記載された物質の含有をお答え願います。

☐	1. すべての納入品で意図した含有及び既知の含有は無し	→ 調査終了
☒	2. 納入品に意図した含有または既知の含有が有る	→ (3)に進む

(初期設定として、No. 2を選択した状態にあります。)

(*)意図した含有には、納入品に残渣として残る可能性のある製造工程での使用も含みます。

(3) SVHC含有情報

SVHCを含有するそれぞれの納入品につき、以下の情報を回答願います。

- 1) 品名
- 2) 北芝部品コード
- 3) メーカー部品コード
- 4) 納入品の質量
- 5) SVHCの含有量(含有するすべてのSVHCに対して)
- 6) SVHCの番号と物質名(含有するすべてのSVHCに対して)
- 7) SVHC含有部位、および、用途(可塑剤、難燃剤、防腐剤、など)
- 8) 備考

なお、同梱の付属品、あるは、包装材に、SVHCの含有がある場合は、合わせて、その付属品や包装材に関する上記 4)～ 8) の情報も回答願います。

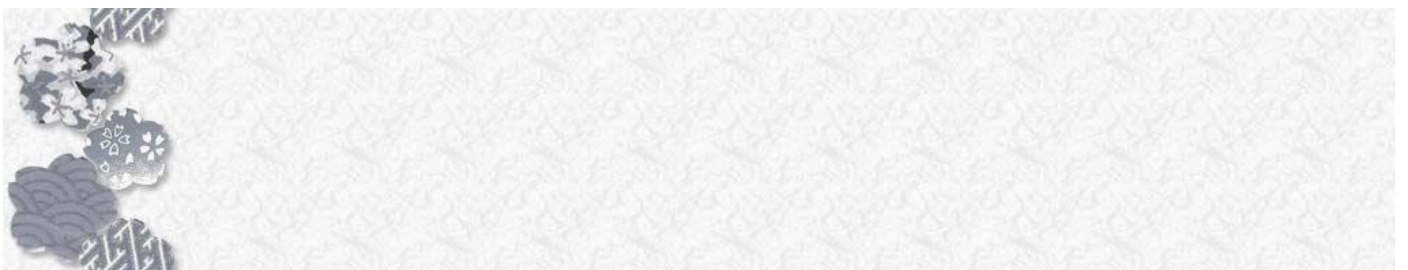
付属品例: ACケーブル、ACアダプタ、接続ケーブル、CD等のメディア、説明書

回答方法は下記の中の一つをお選びください。

- 1) JAMP AIS フォームを使用して回答
JAMP: アーティクルマネジメント推進協議会, AIS: アーティクルインフォメーションシート
- 2) 本Excelファイルの「SVHC含有納入品リスト」シートを使用して回答

付属資料（英文）

Attachments (English)



[Form 1] Environmental Protection Evaluation List

Enter information in the bold boxes.

Supplier code	
Company name	
Location	
Head office address	
Business category	Manufacturer Trading company (Note1)
Telephone	
FAX	

(Note1) When supplier's business category is "Trading company", please evaluate both your company and your supplier, and submit separate evaluations.

Manufacturer	Supplier code	
Company name		
Location		
Head office address		

(Note2) For the Business category column, please fill in "O" on the left side of the applicable item. In the case of other items, please input specific information (service/software design, etc.) on the right side.

(Note3) We may ask you to provide us with evidence on the report.

(1) Items related to External Certification

External certification refers to ISO14001 or the environmental management system in conformance with ISO such as Eco-action 21.

Evaluation item	YES/NO	Certification acquisition date (Last updated date) (YYYY/MM/DD)	Certification authority	Certification No.
We have obtained external certification.		()		
We have a plan to obtain external certification. (It has to be obtained within one year from the response date)		Planned evaluation date		

The certification authority has to be decided if you have a plan. (Enter "NO" if undecided.)

[Please attach a copy of certificate if it has been obtained]

(2) Items related to Green Procurement Activities

Evaluation item	YES	NO	Start date/Planned start date (YYYY-MM-DD)	Score
1. We understand the content of Green Procurement Guidelines.	10	0		
2. We have responded to the requirements of Green Procurement Guidelines.	10	0		
3. We have worked on biodiversity protection.	10	0		
4. We have implemented green procurement.	15	0		

(3) Items related to Environmental Protection Activities (Entry is not required if you answered in the above (1) that external certification has been obtained)

	Evaluation Item	YES	NO	Score
Environmental policy	1. We have a corporate philosophy regarding environmental protection.	5	0	
	2. We have an environmental basic policy which specifies the fundamental direction of environmental protection activities.	5	0	
	3. We have established an environmental policy, and are committed to continuous improvement and pollution prevention.	5	0	
	4. We are committed to complying with laws and regulations through environmental policy.	5	0	
	5. Our environmental policy has been documented, has been publicized to all employees, and is available to the general public.	5	0	
	6. We have reviewed the environmental policy periodically.	5	0	
Plan & organization	7. We have purposes and aims about the environment, and they have been documented.	5	0	
	8. We have established an action plan that defines responsibility, means, and schedules for achieving the purposes and aims.	5	0	
	9. We have defined an organization, persons in charge, their roles and authority for achieving the purposes and aims.	5	0	
Environmental aspects & system	10. We evaluate and manage environmental impacts for air pollution, and make efforts toward improvement.	5	0	
	11. We evaluate and manage environmental impacts for water pollution, and make efforts toward improvement.	5	0	
	12. We evaluate and manage environmental impacts for waste, and make efforts toward improvement.	5	0	
	13. We evaluate and manage environmental impacts for resource consumption, and make efforts toward improvement.	5	0	
	14. We evaluate and manage environmental impacts for energy consumption, and make efforts toward improvement.	5	0	
	15. We evaluate and manage environmental impacts for odor, noise and vibration, and makes effort toward improvement.	5	0	
	16. We have actively worked on improvement of delivery packing, reuse or recycling of packing, and efficiency improvement in transportation.	5	0	
	17. We have a product assessment mechanism.	5	0	
	18. We have an emergency mechanism.	5	0	
	19. We have a procedure for corrective and preventive measures to cope with non-conformity.	5	0	
	20. We have an internal audit mechanism concerning the environment.	5	0	
Education & information disclosure	21. We provide environmental education and training.	5	0	
	22. We provide separate and appropriate education and training for those engaged in work that could have a major impact on the environment, and we also control their participation.	5	0	
	23. We make our information on the environmental protection open to the public.	5	0	
Management system for substances in products	24. Based on environmental laws and regulations and customer requests (abolition term, etc.), we have documented the aims and abolition, reduction and substitution plans, etc. for the management of prohibited and controlled substances, and we have also promoted the activities.	5	0	
	25. We have built and operated a mechanism that performs collection, management and directions, etc., of information about environment-related substances.	5	0	
(3) Total score				

Supplemental explanation: (2) Items related to Green Procurement Activities

- “Working on biodiversity protection” means that the supplier supports the purpose of the “Basic Act on Biodiversity (Act No. 58 of June 6, 2008)”, and makes efforts for improvement of environmental influence such as energy consumption.
- “Implementing the green procurement activities” means that the supplier has given priority to business with clients who are engaged in environmental protection activities, and has also given priority to procurement items that are environmentally friendly.

Supplemental explanation: (3) Items related to Environmental Protection Activities

- Evaluation for (3) may be requested even if certification has been obtained.
- For No. 24 and 25 listed in the Management system for chemical substances in products, please refer to the latest “Guidelines on Chemical Substances Management in Products” issued by JAMP.

(4) Rank Evaluation

Evaluation result		Score (total of (2) and (3))	Rank
Rank	Total score		
		170 points, or “YES for (1) Items related to External Certification	S
		155 to less than 170 points	A
		100 to less than 155 points	B
		50 to less than 100 points	C
		Less than 50 points	D

[Form 2-1]

Declaration of Environment-related Substances (RoHS Directive)

Enter information in the bold boxes.

Our company guarantees that the content of the following response is correct.

Mar

Respondent column				Responsible person column			
Response date	Supplier code			Response date			
Company name				Company name			
Department, Title				Department, Title			
Name				Name			
Telephone		FAX No.		Telephone		FAX No.	
E-Mail				E-Mail			

Stamp

1. Target item (Please submit separate Declaration forms when the content of "2. Response column" differs even if the items are in the same series or similar).

Kaisho parts code/Supplier parts code	Item name	Manufacturer name	Manufacturer model No.	Series name	Additional item list attached (Total number of pages)

If all the target items cannot fit in the above column, please fill in and attach a separate sheet [Form 2-2], enter "0", and enter the total number of pages in the "Additional item list attached" column.

2. Response column

For Presence of substance, please select "Yes" when an item includes a part that exceeds the threshold limit value, whether intentionally or otherwise.

When a restricted substance is contained above the threshold limit, please fill in parts containing substances, purpose of use, or other.

In the case of RoHS exemption, you need to fill in the exemption number of [Attached sheet - 1] Exemption (Attachment III) or [Attached sheet - 2] Exemption (Attachment IV).

For RoHS Directive (2011/65/EU) conformity determination, enter "Conformity" when a substance is contained within the threshold limit, or permitted as the RoHS exemption.

Try to fill in Concentration, Comments and Remarks although not required when a substance is present. (Enter "No" for Presence of substance when controlled under the threshold limit.)

Controlled substance (restricted substance)	Threshold limit	Presence of substance	Concentration (ppm)	Exemption number or impurities	Parts containing substances, purpose of use, and other (if it does not fit in the column, use Remarks.)
1. Cadmium/cadmium compounds	100ppm	Yes			
2. Hexavalent chromium compounds	100ppm	Yes			
3. Mercury/mercury compounds	100ppm	Yes			
4. Lead/lead compounds	100ppm	Yes			
5. Polybrominated biphenyls (PBBs)	100ppm	Yes			
6. Polybrominated diphenylethers (PBDEs)	100ppm	Yes			
7. Bis (2-ethylhexyl) phthalate (DEHP)	100ppm	Yes			
8. Dibutyl phthalate (DBP)	100ppm	Yes			
9. Butyl benzyl phthalate (BBP)	100ppm	Yes			
10. Diisobutyl phthalate (DIBP)	100ppm	Yes			
RoHS Directive (2011/65/EU) conformity determination	Conformity determination result considering exemption	Non-Conformity			

See [Attached sheet-1 (Attachment III)] and [Attached sheet - 2] (Attachment IV)

Remarks column

(When any chemical substance is contained, please fill in the planned total abolition (replacement) date, the part code (or model number) of the replacement and its release date, etc. (An additional sheet can be attached))

Discontinued column		When the item is discontinued or to be discontinued, enter "O" in the Discontinued column and fill in the planned discontinuation date.	Discontinuation date (planned)	Year	Month	Date
---------------------	--	---	--------------------------------	------	-------	------

Please understand beforehand that the survey item may not be used or may not be continuously procured when any substance is contained.

Documents submitted by suppliers and information contained therein may be disclosed to our group companies related to procurement items, or to our customers upon their request.

Rev.No. 6

[Form 2-2]

Management No.:

Additional Item List

Enter information in the bold boxes.

(P- /)

(Please submit separate declaration forms when the content of [Form 2-1] "2. Response column" differs even if the items are in the same series or similar).

[illegible]

[Form 3-1]

Survey on Environment-related Substances (restricted substances other than RoHS Directive/controlled substances)

The following is our reply on the inclusion of substances.

☐ Enter information in the bold boxes.

Respondent column				Responsible person column			
Response date			Supplier code	Response date			
Company name Department, Title				Company name Department, Title			
Name				Name			
Telephone		FAX No.		Telephone		FAX No.	
E-Mail				E-Mail			

1. Target item (Please submit separate Declaration forms when the content of "2. Response column" differs even if they are in the same series or similar items.)

Kitashiba parts code/Supplier parts code	Item name	Manufacturer name	Manufacturer model No./Series name	Product unit	Product weight (g)	Additional item list attached (Total number of pages)

When all items cannot be fit in the above column, please fill in and attach the separate sheet (Form 3-2), and put "O" and enter the total number of pages on the "Additional item list attached" column.

Please choose the unit of a product from "piece/g/kg/mm/m/cm²/m²/cc/l (liter) or m³" in the survey. For product weight, please enter weight per unit.

2. Response column

For presence of substance, please select "Yes" when you are aware of intentional addition or inclusion of impurities. (Select either "Yes" or "No" for the Presence of substance column)

(For the Contained column, please fill in No. and substance name from the attached sheet in the case of "Yes". Please delete "Yes" in the first line in the case of "No".)

Please try to fill in the Concentration, Comments, and Remarks columns although they are not mandatory when a substance exists.

Restricted environment-related substance *1	Threshold limit	Presence of substance	Concentration (ppm)	Comments column
				Contained part, purpose of use, other
A01. Asbestos	Prohibition of intentional addition	Yes		
A02. Certain azocolourants and azodyes (only those that may release certain amines)	Prohibition of intentional addition	Yes		
A07. Ozone depleting substances (CFCs, HCFCs, HBFCs, carbon tetrachloride, etc.)	Prohibition of intentional addition	Yes		
A10. Polychlorinated biphenyls (PCBs)	Prohibition of intentional addition	Yes		
A11. Polychlorinated naphthalenes (more than 3 chlorine atoms)	Prohibition of intentional addition	Yes		
A12. Radioactive substances	Prohibition of intentional addition	Yes		
A13. Certain short chain chlorinated paraffins (with a carbon chain length of between 10 and 13)	Prohibition of intentional addition	Yes		
A14. Tributyl tin (TBT) and triphenyl tin (TPT)	Prohibition of intentional addition	Yes		
A15. Tributyl tin oxide (TBTO)	Prohibition of intentional addition	Yes		
Controlled environment-related substances		Presence of substance	Concentration (ppm)	Contained part, purpose of use, other
B01. Antimony and its compounds		Yes		
B04. Brominated flame retardants (other than PBBs and PBDEs)		Yes		
B07. Polyvinylchloride (PVC)		Yes		
Other controlled environment-related substances [other than B12 and SVHC]				
No.	Substance name	Contained	Concentration (ppm)	Contained part, purpose of use, other
		Yes		
Remarks column	When any chemical substance is contained, please fill in the planned total abolition (replacement) date, the part code (or model number) of the replacement and its release date, etc. (An additional sheet can be attached)			
Discontinued column	When the item is discontinued or to be discontinued, enter "O" in the Discontinued column and fill in the planned discontinuation date.			Discontinuation date (planned)
				Year Month Date

*1 Please understand beforehand that the survey item may not be adopted or may not be continuously procured when any substance is contained.

Documents submitted by suppliers and information contained therein may be disclosed to our group companies related to procurement items, or to our customers upon their request.

Rev.No.6

[Form 3-2]

Additional Item List

Management No.:	
the bold boxes.	(P- /)

 Enter information in the bold boxes.

(P- /)

(Please submit separate response forms when the content of [Form 3-1] "2. Response column" differs even if the items are in the same series or similar.)

[illegible]

Please choose the unit of a product from “piece/g/kg/mm/m/cm2/ m2/ cc/l (liter) or m3” in the survey.

For product weight, please enter weight per unit.

[Form 4-1]

Kitashiba Corporation Social Infrastructure Systems Company

[Form 4-1] Report on the Presence of REACH SVHC

(1) Supplier Information

Supplier code	
Company name	
Department	
Your name	
E-mail address	
Telephone	
Response date	

(2) Presence of Products Containing SVHC

Select one of the following. Answer the presence of the substances specified in a separate sheet as "SVHC List".

☐	1. There is no intentional inclusion or known inclusion in any of your products.	→ Survey complete
☒	2. There is intentional inclusion or known inclusion in your products.	→ Proceed to (3)

(No. 2 is selected initially by default.)

* Intentional inclusion also applies to use in a manufacturing process whereby substances may be left residually in products.

(3) SVHC Information

Please give the following information for each of the products containing SVHC.

- 1) Product name
- 2) Toshiba parts code
- 3) Manufacturer parts code
- 4) Product weight
- 5) Amount of SVHC present (for all SVHCs included in the product)
- 6) Number and substance name of SVHC (for all SVHCs included in the product)
- 7) Part containing SVHC, and purpose of use (plasticizer, flame retardant, preservative, etc.)
- 8) Remarks

When SVHC is present in attached accessories or packaging materials, please give additional information on 4) to 8) above for the accessories and packaging materials.

Examples of accessories: AC cables, AC adaptors, connection cables, media such as CDs, manuals, etc.

Select one of the following reply methods.

- 1) Reply by JAMP AIS form
JAMP: Joint Article Management Promotion-consortium, AIS: Article Information Sheet
- 2) Reply by "List of Products Containing SVHC" (Excel)

改訂記録表

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
1	2004. 4. 01	・ 初版発行
2	2008. 12. 01	・ 環境関連物質リストの内容及び適用範囲の見直し
3	2012. 11. 01	・ 特定有害物質調査（15物質）は、全廃への活動を終了 ・ 禁止物質が34物質から48物質に拡大 ・ REACHのSVHC調査追加
4	2014. 09. 01	・ 環境方針の更新 ・ 禁止物質が48物質から50物質に拡大 ・ 環境保全評価リストの評価項目と評価選定基準の変更 ・ 含有調査書を使用／不使用宣言書に様式変更 ・ 付属資料（環境保全評価リスト、および使用／不使用宣言書）の英文版を追加
5	2016. 04. 01	・ 禁止物質が50物質から55物質に拡大 ・ 管理物質が12物質から13物質に拡大 ・ 付属資料のSVHC報告を様式3から様式4へ分離
6	2017. 04. 26	・ I. 北芝の環境方針 2017年度版「環境基本方針」へ変更 ・ 表1「ランクA禁止物質（群）」 注釈（※5）変更 ・ A52～A55（フタル酸エステル類）を追加 表3「調査書様式と調査範囲」、表4「特定有害物質RoHS指令対象と閾値限界」、付表「様式2-1」

発行元
北芝電機株式会社

発行元 総務部、調達部、技術・品質企画部

初 版 2004年 4月 1日

改 訂 2017年 4月26日